

認証保育所の 立入調査について (運営管理)



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当



◆ 主な指摘事項

(1) 組織運営に関する主な指摘

(2) 職員に関する主な指摘

(3) 安全対策に関する主な指摘



(1) 組織運営に関する主な指摘

- ◆ 認証内容と現状に相違がある。
- ◆ 重要事項説明書の内容に不備がある。
- ◆ 基本的事項を見やすい場所に掲示していない。
- ◆ 運営委員会が適正に運営されていない。
- ◆ 就業規則等が内容不十分である。
- ◆ 36協定、24協定が締結されていない。



認証内容の変更手続きが必要な事項

- ① 建物の規模構造の変更
- ② 使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室、
医務室等の設置位置等）、所有区分の変更
- ③ 屋外遊戯場の変更
- ④ 定員・年齢区分の変更
- ⑤ 代表者の変更
- ⑥ 施設長の変更
- ⑦ 保育料の変更
- ⑧ 調理業務の委託、外部搬入委託の開始・廃止

重要事項説明書・契約書

◆ 利用者との契約に当たり、下記事項を記載した重要事項説明書を作成し、利用者に説明の上、交付すること。

- (1) 認証保育所の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 施設及び設備の概要
- (4) 施設長の氏名
- (5) 給食、健診などのサービス内容
- (6) 施設の運営方針、職員体制
- (7) 保育料(要綱に定める保育料の範囲内であることを明記すること。)、自主事業及び利用料並びに非常災害時の対策
- (8) 利用児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- (9) 嘱託医の氏名、住所、委託内容
- (10) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

※ 学齢児の受入れについて届出をしている場合は、(3)及び(6)に「学齢児預かり」について明記すること。



基本的事項の揭示①

◆ 次に掲げる事項を、利用者の見やすい場所に揭示すること

※ 令和6年度から、「子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)」への情報掲載も必要

- (1) 設置者の氏名又は名称及び施設長の氏名
- (2) 認証保育所の名称及び所在地
- (3) 建物その他の設備の規模及び構造
- (4) 認証保育所の開設年月日
- (5) 開所時間
- (6) 提供するサービスの内容及び保育料等並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては、当該変更のうち直近のもの内容及びその理由



基本的事項の揭示②

- (7) 年齢別の定員
- (8) 保育士その他の職員の配置数
- (9) 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、
保険事故及び保険金額
- (10) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- (11) 緊急時等における対応方法
- (12) 非常災害対策
- (13) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (14) 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか
否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)



運営委員会

- ◆ 認証保育所A型は運営委員会が必置
(B型は、利用者からの意見を聴取する場を設ける)
- ◆ 構成メンバー
 - 社会福祉事業について知識経験を有する者
 - 福祉サービスの利用者又はこれに準ずる者
 - 認証保育所設置主体の実務を担当する幹部職員
- ◆ 開催方法等
 - 定期的に開催(年2回以上)すること。
 - 議事録を作成すること。



就業規則等

- ◆法令改正や実態に合わせて適時、見直すこと。
 - 未対応の保育所は、早急に育児・介護休業規程等を変更し、労働基準監督署へ届け出を行うこと。
- ◆給与規程等も就業規則の一部なので、改正する際には労働基準監督署への届出が必要。
- ◆36協定には有効期限があるので、注意すること。
- ◆法定控除以外の項目を給与から控除する場合は、24協定を締結すること。



育児・介護休業法の主な改正内容

【平成29年10月1日施行】主な改正内容

- ・育児休業期間の延長(最長2歳まで)
- ・育児休業制度等の個別周知の努力義務の創設
- ・育児目的休暇制度の努力義務の創設

【令和3年1月1日施行】主な改正内容

- ・子の看護休暇、介護休暇の取得単位の柔軟化(半日→時間単位)

【令和4年4月1日施行】主な改正内容

- ・雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化(育児)
- ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

【令和4年10月1日施行】主な改正内容

- ・産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- ・育児休業の分割取得

【令和5年4月1日施行】主な改正内容

- ・育児休業取得状況の公表の義務化(常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主)

【令和7年4月1日施行】主な改正内容

- ・子の看護休暇の見直し(→子の看護等休暇)
- ・介護休暇の取得要件の緩和
- ・育児のための所定外労働の制限の対象拡大
- ・育児のための所定労働時間の短縮措置の代替措置追加(テレワーク)
- ・育児・介護のためのテレワーク導入を努力義務化
- ・育児休業等取得状況の公表義務適用拡大(常時雇用する労働者数が300人超の事業主)
- ・介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認等の措置

【令和7年10月1日施行】主な改正内容

- ・柔軟な働き方を実現するための措置等
- ・仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮



(2) 職員に関する主な指摘

- ◆施設長が他の業務を兼務している。
- ◆職員が適正に配置されていない。
- ◆職員の資格証明書が整備されていない。
- ◆職員に係る帳簿が整備されていない。
(労働条件通知書・雇用契約書、労働者名簿等)
※項目の不足による「労働条件の明示が不十分」という指摘が多い。
- ◆社会保険に未加入の者がいる。
- ◆職員の健康診断が適切に実施されていない。
- ◆衛生推進者を選任していない。



職員配置①

◆施設長

※令和6年10月 実施要綱改正

原則として専任の常勤職員

※ただし、以下の場合、保育従事職員との兼任可

定員20人未満の施設：兼任可

定員20人以上の施設：児童が少数となり、配置が必要な保育従事者の数が1名となる朝夕の時間帯（午前9時～午後6時を除く）において、別に定める要件を満たす場合に限り、兼任可

（参考）「認証保育所における施設長の兼任に係る要件の見直しについて」（令和6年10月11日6福祉子保第3101号）

◆調理員

定員40人以下の施設：1人以上

定員41人以上の施設：2人以上

◆嘱託医



職員配置②

【保育従事職員の必要数】 ※令和6年4月 実施要綱改正

- ◆ 0歳児3人につき一人以上、1歳児及び2歳児6人につき一人以上、3歳児15人につき一人以上、4歳以上児25人につき一人以上

* ただし、保育従事職員の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置有

＜算定方法＞

児童の定員数及び在籍数のそれぞれについて、上記の年齢ごとに対応する保育従事職員数で除して小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入して得た数を比較し、いずれか多い方。

- ◆ 定員90人以下の施設は、上記に加え、1名以上の保育従事職員を確保しなければならない。



職員配置③

- ◆ただし、在籍数により算定した総所要保育従事職員数が定員数により算定した総所要保育従事職員数に満たない場合には、**以下の要件を満たす場合に限り、在籍数により算定することができる**（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園を除く。）。
 - (ア) 定員数により算定した総所要保育従事職員数を配置する体制を予め整えること。※その内6割以上は常勤有資格者として常時配置すること。
 - (イ) 利用者から利用申込があった場合に、利用開始希望日に合わせて職員の配置基準を満たした上で、定員数までは保育を提供し、職員不足を理由に保育の提供を断らないこと。
 - (ウ) 毎月の利用者からの申込状況を記録すること。



保育従事職員の適正配置①

- ◆ 保育従事職員は、常勤有資格者（保育士である常勤職員）を原則とする。

＊ 保健師、助産師、看護師は有資格者とみなす。

【常勤職員の定義】

下記の全ての要件を満たす者

- ・事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む）
- ・勤務時間が当該認証保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に継続して勤務していること
- ・社会保険の被保険者であること。

保育従事職員の適正配置③

◆ 常勤職員以外の職員を充てる場合の条件

- ・必要保育従事職員の6割以上を常勤有資格者とすること
- ・設置者は常勤職員以外の職員にも指揮命令権を有すること
- ・常勤職員以外の者の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること

◆ 開所時間中は、現に登園している児童数に対し、必要な保育従事職員を配置すること。

◆ 開所時間中、児童を1名でも保育している場合には、常勤有資格者1名以上を含む2名以上の保育従事職員を配置すること。



保育士登録証の確認

保育士とは、登録を受け、保育士の名称を用いて専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者

- ◆保育士の業務を行うには、都道府県知事に対し登録手続きを行い、「保育士登録証」の交付を受ける必要がある（「保育士（保母）資格証明書」のみでは不可）。
- ◆施設長等は、保育士登録証の原本を確認し、その写しを保管しておく。
- ◆新卒者等の保育士登録済通知書の有効期間は3か月のため、保育士証発行後、必ず確認すること。



職員に関する帳簿等

- ◆職員に関する帳簿（労働条件通知書・雇用契約書、労働者名簿、賃金台帳等）は、非常勤職員（臨時職員を含む。）についても作成すること。

- ◆職員の勤務に係る帳簿（出勤簿・タイムカード、勤務割表、外出・超過勤務・休暇取得に関する帳簿等）は、勤務実態がわかるように適切に作成すること。

※平成31年4月1日より、健康管理の観点から、原則としてタイムカード等の客観的な方法による労働時間の状況の把握を事業者に義務づけ

- ◆勤務時間・日数が正規職員の概ね3／4以上の職員は健康保険・厚生年金保険に加入すること。週の所定労働時間が20時間以上の職員は、雇用保険に加入すること。

（注：企業の規模によっては、社会保険適用拡大の対象となります。）



職員の健康診断

- ◆ 常時使用する労働者(※)に対し、雇入時健康診断と、1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施しなければならない。

※ 契約期間1年以上(更新により1年以上雇用している場合を含む)で、1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上の職員

- ◆ 雇入時健康診断は、採用予定日の3か月以内に受診した健康診断で代替可能。ただし、健診項目の省略はできないので注意が必要



(3) 安全対策に係る主な指摘

- ◆避難訓練や消火訓練を実施していない月がある。
- ◆訓練記録が不十分である。
- ◆消防計画の内容に不備がある。
- ◆消防用設備等の点検及び報告をしていない。
- ◆カーテン、じゅうたん等に防炎性能を有していないものがある。
- ◆構造設備に危険な箇所がある。
- ◆安全計画を策定していない。



認証保育所の非常災害対策

- ◆ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置
- ◆ 非常災害に対する具体的計画の策定及びこれに対する定期的な訓練の実施
- ◆ 消防用設備等の法定点検を適切に行うこと。
 - ・ 機器点検: 6か月に1回、総合点検: 1年に1回
- ◆ 消防用設備等の自主点検を適切に行うこと。



消防計画等

- ◆ 非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、消防計画・事業所防災計画を作成する。

- * 防火管理者を選任している事業所においては、事業所防災計画に規定すべき事項を消防計画に定め、消防署に届け出ること。

- 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正（平成25年4月1日施行）

【追加項目】

- ①家族等との安否確認のための連絡手段の確保
 - ②従業員等の一斉帰宅の抑制
 - ③家族等との安否確認の実施
 - ④従業員等の施設内における待機・安全な帰宅のための活動
- ◆ 避難確保計画を作成し、区市町村長に報告すること。
 - ※区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内で名称及び所在地が定められた施設が対象



防災訓練等

- ◆ 避難訓練・消火訓練の双方を月1回以上実施すること。
- ◆ 訓練は、実際の行動を伴う訓練とすること（図上訓練は、避難訓練に当たらない）。
- ◆ 不審者訓練は、非常災害に対する訓練とならないので、別に避難訓練を実施すること。
- ◆ 消火器の場所等の確認は、消火訓練には当たらないので、毎月、初期消火訓練を行うこと。
- ◆ 訓練記録は、それぞれの訓練の具体的内容がわかるように作成すること。
- ◆ 地震想定訓練、救命救急訓練を行うこと。
- ◆ 浸水、土砂災害を想定した避難訓練を実施すること。
（避難確保計画の作成対象施設のみ）

※ 年に1回以上、引取訓練を実施するよう努めること。



救命救急訓練

◆東京都認証保育所事業実施細目

6(5) 防災訓練等

... なお、月1回以上の避難・消火訓練とは別に、事故発生時に適切な救命処置が可能となるように、救命救急訓練も実施すること。



具体的には...

- 過去3年以内に消防署等が実施する救命講習を受講した保育従事者がいること。
- 関係機関への緊急通報訓練(年1回以上)を実施すること。



建物設備等の安全確保

- ◆ 保育所内の棚や什器の転倒防止、滑り止め等による物品の落下防止を徹底すること。
- ◆ テレビや加湿器等の重量物は、金具等による固定を行うこと。
- ◆ エレベーター、小型昇降機に、児童の立ち入り防止対策を行うこと。
- ◆ カーテン・じゅうたん等は防火性能を有するものを使用すること。

※ 保育所内を常に点検し、危険箇所があれば早急に対策を行ってください。



安全計画等

＜実施要綱12(1)＞

- ◆ 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定すること。
- ◆ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修・訓練を定期的に実施すること。
- ◆ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

＜実施要綱12(2)＞

- ◆ 自動車を運行するときは、児童の乗降車時の所在確認を確実にすること。
- ◆ 児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、児童の見落としを防止する安全装置を備え、降車時の所在確認を行うこと。



立入調査の意義

- ☆児童のため …… 保育の質の確保・向上
- ☆保護者のため …… 安心・安全の確保
- ☆園及び職員のため …… リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます